

# 長野県林業公社経営改善集中実施プランについて

## 1 目的

平成20年5月に策定した経営改善集中実施プランでは、平成24年度までの5年間に、収入間伐の推進、分収率の見直しの推進など、経営改善に向けた様々な取組みを実施し、一定の成果を得ることができました。

このプランは、5年ごとに内容を見直すこととしており、これまでの取組みの課題を明確にした上で「第2次」経営改善集中実施プランを策定し、引き続き経営改善を推進することとしました。

## 2 経営改善集中実施プランの概要

区 分	第1次プラン(H20~H24)			第2次プラン(H25~29)	残計画
	計画	実績	達成率	計画	
利用間伐の推進	295 ha	226 ha	77%	700 ha	
分収率見直しの推進	33市町村	21市町村 94 件 15者 18 件 計 112 件	64%	200 件	719 件
森林評価と野生鳥獣被害地など木材生産不適地対策の推進	252団地	305団地	121%	672 団地	なし
長伐期化の推進	249件	206件	83%	121 件	なし

※必要がある場合には、計画の見直しを行う

## 3 経営改善集中実施プランの効果

第1次経営改善集中実施プランの長期収支予測による累積債務の総削減額 3,672百万円に対し

- ・ 第1次経営改善集中実施プラン実績効果 525百万円(14.3%)
- ・ 第2次経営改善集中実施プラン実施効果 累積 1,226百万円(33.4%)

※軽減額の資産については、木材価格の変動に大きく影響されます。

## 4 課題と対応

課 題	対 応
(1) 間伐事業において、車道から離れた団地、小面積の団地では効率が悪く収益性が低い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 属地森林経営計画、他団体との共同施業団地の設定などによる、ロット拡大・路網の共同使用による収益性の向上</li> <li>・ 地理情報システム構築の検討を行い、施業地の選択と集中的な施業を計画</li> </ul>
(2) 所有者の権利関係が不明確化、複雑化しており、所有権の確認などに多大な労力と時間が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地所有者の権利関係の適切な継続が大切であることの理解を得ながら進める</li> <li>・ 分収率変更については、最終期限をH49年に設定する</li> </ul>
(3) 獣害等被害甚大地域等不採算林の契約解除に伴う借入金の償還財源の確保が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林被害等対策に資する補助事業を積極的に取り入れ、防除対策等の強化に努める</li> <li>・ 借入金の償還への支援策等について、県と連携して国等への積極的な要望を行う</li> </ul>
(4) 収入確保の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境省の研究資金、森林の里親制度及び環境省のオフセット・クレジット制度など、これまでにない新たな視点での外部資金の導入を検討</li> </ul>